



VIVA VIDA!®

セブン銀行グループ

株式会社ビバビーダメディカルライフ

関東財務局長（少額短期保険）第51号

外国人技能実習生・特定技能向け保険

●ビバビーダメディカルライフの保険

ビバビーダメディカルライフの保険は民間の保険です。民間の保険会社なので、保険金の支払には審査を行います。重要事項説明及び約款をお読みください。

- 生命保険 . . . 死亡した時に支払われます。
- 特定重度障害保険 . . . 不慮の事故で重い障害を負った際に支払われます。
- 救援者費用保障 . . . 死亡時の遺体搬送費用等を負担します。
- 医療費保障 . . . 来日後の病気やケガでの医療費を保障します。

600型（このプランは(株)ユニバーサル少額短期保険との共同保険です）

	保険金額 (Amount of Insurance)
生命保険 (Life Insurance)	¥6,000,000
特定重度障害保険 (Specified Disability)	¥6,000,000
救援者費用保障 (Emaergency Plan)	¥2,000,000
医療費用保障 (Medical Expenses)	¥800,000

保険期間 (Insurance Period)	保険料金 (Insurance Premium)
35 days	¥2,300
40 days	¥2,500
11 month*	¥4,000
12 month*	¥4,400

※医療費用保障はありません。

●保険金が支払われるケースと、支払われないケースについて

①ビバビーダ保険が使える主な場合

- ・死亡時や重度の障害を負った場合
- ・病気になった際の医療費
- ・ケガの治療をした際の医療費
- ・薬代
- ・高額療養費制度の自己負担分

②ビバビーダの保険が使えない主な場合

- ・診療点数で計算できない場合
- ・歯科治療や妊娠出産
- ・保険加入以前の病気、ケガ
- ・慢性疾患（120日以内）
- ・精神疾患、アレルギー、生理不順等
- ・他覚所見の無い検査代

●個人賠償責任保険（追加プラン）

事故で相手に怪我を負わせてしまったときや買い物中に商品を壊してしまった場合の賠償に備えるための保険です。

協力企業の(株)インターナレッジが用意しているプランでは最大1億円まで保障。示談代行サービスが付いているので、事故の後の対応は保険会社で行います。

※エンジンなどが付いた乗り物での事故では、補償の対象となりません。

重要事項説明書（要約・抜粋）

※保険の詳細については別途重要事項説明書及び約款をご確認ください

●重要事項説明書の要約

- ・この保険の効力は日本国内に限ります。
- ・保険期間より前や、保険期間を過ぎてからの病気やケガは対象外です。
- ・飲酒や犯罪行為による死亡やケガは免責です※
- ・歯科治療や妊娠出産などは免責です※
- ・救済者費用保障は、遺体の搬送費用やご親族の来日費用の保障をします。
- ・保険の加入には告知書の記入が必要です、また変更時には通知義務があります。

●重要事項説明書の抜粋

○商品の仕組みについて

この保険は「技能実習」及び「特定技能1号」「特定技能2号」等の在留資格を有する外国人が、日本国内で疾病及び傷害を負った場合や、それらを原因として日本国内で死亡した場合に、約款に基づいて保険証券記載の保障種目と保障金額を限度に、生命保険金、特定重度障害保障保険金、救済者費用保障保険金、医療費用保障保険金を支払います。

○保険金をお支払いできない主な場合

下記免責事由に該当する場合のほか、告知義務違反・重大事由による解除、保険料の払込みがなく失効した場合等には保険金をお支払いできないことがあります。下記免責事項は一部です。詳細は「約款」でご確認ください。

（1）医療費用保障にかかわる免責事項

- 1.被保険者が自覚症状を訴えていても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のない場合、その自覚症状の治療に要した医療費。
- 2.労働者災害補償保険に加入し、その対象となる医療費。
- 3.特定療養費（保険外併用療養費）、加算費用(時間外、夜間、深夜、早朝、休日、救急車両使用時等)、診断書以外の医師が記載する文書の費用、死亡診断費用、厚生労働大臣が定める先進医療にかかる費用。

（2）共通免責事項

- 1.保険始期日以前および保険終期日以降に発生した疾病および傷害によるもの。
- 2.歯科治療、美容治療、禁煙治療、肥満治療、はり、灸、マッサージ全般、整体。
- 3.妊娠、出産、およびそれらにかかわる事項すべて。（不妊手術、流産、避妊治療など）
- 4.難病指定の病気。
- 5.被保険者の精神病、精神薄弱、人格異常、アルコール依存および薬物依存等の精神障害、神経症、睡眠障害、およびこれらに関連する疾病。
- 6.被保険者が飲酒した上で発生した傷害、傷害死亡。急性アルコール中毒。
- 7.保障対象となる傷病に直接関わらない、または重複する検査や治療。
- 8.感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）でいう感染症。
- 9.形成手術全般、ソケイヘルニア、透析、肝臓疾患、脳疾患、臓器移植、静脈瘤、扁平足、体毛に関する総ての治療。
- 10.乱視、近視、遠視等の視力検査及び補正治療、これらの治療での疾病、傷害、死亡。
- 11.冷え性、生理痛、生理不順、便秘、貧血、アレルギー、花粉症、ペリコバスターピロリ菌駆除
- 12.軽度の口内炎、尋常性座瘡（にきび）、日焼け、肌荒れ、乾燥膚、ドライアイ、麦粒腫（ものもらい）、筋肉痛等日常的に頻発する症状で、放置しておいても自然治癒するもの。ただし、医師の診断に基づき当社が重度と判断したものは保障対象となります。
- 13.台風、暴風雨、地震、津波、噴火などの自然災害によるもの、もしくはこれらの事由に随伴して生じたもの、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じたもの。
- 14.交通事故、スノーモービル、モーターボート（水上オートバイを含む）、ゴーカート、その他これらに類する原動機により単独で動く乗用具によるもの。
- 15.危険度の高いスポーツ(ダイビング、バンジージャンプ、ボブスレー、リュージュ、ラグビー、スノーボード、アメリカンフットボール、本格登山、カーレース、ボクシング、柔道、空手などの格闘技) および職業としてスポーツを行なっている間の事故。
- 16.新規加入以前に、すでに罹患（自覚症状の有無を問わない）していた疾病、被った傷害によるもの、およびそれらを原因として後日発生した疾病・障害。
- 17.ひとつの疾病につき、自身の判断で病院変更をした際にかかる諸費用（変更した病院の初診料、重複する検査料等）。
- 18.具体的治療もしくは投薬を受けていない場合の費用（初診料のみの支払い、相談のみ等）。

○クーリングオフ（申し込みの撤回について）

お申込者またはご契約者は当社口座へ着金後8日以内であればお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合すでにお払い込みいただいた保険料があれば全額ご返金いたします。お申込みの撤回またはご契約の解除は、必ず書面により前述の期間内（8日以内の消印）に当社あてに発信してください。

●お問い合わせ先

【関東財務局長（少額短期保険）第51号】

少額短期保険会社 株式会社ビバビーダメディカルライフ

〒242-0029 神奈川県大和市上草柳482-2

TEL 046-265-6685(代) FAX 046-265-6686

VIVAVIDA

検索

www.vivavida.net

